

# 令和 6 年度

【在園児用】

## 八重瀬町認可保育園・こども園募集案内



	受付時間	受付場所	受付時間
在園児のきょうだい	令和 5 年 10 月 2 日 (月) ~ 令和 5 年 10 月 31 日 (火)	各認可園	各認可園の 開園時間内
すべての児童 (在園児含む)		八重瀬町役場 児童家庭課	8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 ※ 12 時 ~ 13 時 土日祝祭日を除く

### 注意事項 ※必ずお読みください

1. 令和 5 年度に申し込み（在園児や待機児童等）をされていても令和 6 年 4 月以降、保育園、こども園入園を希望する場合には、新たに申し込みが必要となりますのでご注意ください。
2. 書類不備や記入漏れ等がある場合は受付できませんのでご注意ください。
3. 上記期間以降の申し込みについては、欠員補充（空き待ち）の対象となります。
4. 年度途中での申し込みは、入園希望月の 2ヶ月前まで に申し込みください。
5. 保育料の滞納がある場合は、納付を済ませてから申し込みください。  
※令和 5 年 10 月末までに滞納が解消されない場合は、利用の優先度が調整（減点）  
されます。
6. 本園・分園の希望はできません。
7. この案内は、令和 5 年 9 月 1 日時点の内容で作成しています。今後の状況により内容が変更になる場合があります。



## 令和6年度の利用申し込みの注意点について

国の進める行政手続きオンライン化に伴い、利用申し込みに必要な書類の様式が変更になっています。以前の様式で提出されると書類不備で受付できませんのでご注意ください。

## オンラインでの利用申し込みについて

八重瀬町では、オンラインによる保育所等の利用申し込みを開始しています。

窓口での手続きは混み合う場合があるため、ご自宅から24時間いつでもお手続きいただけるオンライン申請をぜひご利用ください。

### 【事前にご用意いただくもの】

- スマートフォンまたはPC
- 必要書類（P5参照）

※ 必要書類を撮影して添付する必要があるためカメラ付きのスマートフォンから申請いただくことをお勧めします。

### 【アクセス先QRコード】

各申請に合わせて下記QRを読み取り、各ページにアクセスしてください。

QRコードが読み込めない場合は、（ 「ぴったりサービス」 ）と検索し

- ① 市町村を選択→「八重瀬町」
- ② 検索条件を設定→カテゴリ「  子育て 」を選択し手続きを検索してください。

#### (1) 新規申請用

きょうだい3名まで同時に申請できます。



令和6年度 八重瀬町認可保育園利用申し込み

#### (2) 在園児用

きょうだい3名まで同時に申請できます。



保育施設等の現況届

#### (3) 追加提出用

書類不備や追加提出の書類をこちらから提出できます。



追加提出用フォーム

申請ボタンが押せない場合は、下記のアプリでお試してください。

- iPhone, iPad をご利用の方 ⇒ Safari(サファリ) , Google Chrome(グーグルクロム)
- Android をご利用の方 ⇒ Google Chrome(グーグルクロム)

## オンライン申請時の注意点

### 【申請書類について】

申請書類は、写真データ・スキャンデータ（PDFデータ）で提出が可能ですが、原本は必ず令和6年度中は保管をお願いします。必要に応じて原本の提出を求める場合がございます。

### 【新規申請における注意事項】

申請時に『すでに「教育・保育給付認定申請」が済んでいる方は「申請済」を、まだ申請を行っていない方は「未申請」を選択してください。』

と案内がありますが、既に申請済みでも「未申請」をお選びください。

### 【操作における注意事項】

- ① ブラウザの「戻るボタン」は使わないでください。  
前の画面に戻りたい場合は、必ず申請画面を一番下までスクロールし「◀ 戻る」ボタンを押してください。  
※ ブラウザの「戻るボタン」を押すと入力済みのデータが消えてしまいます。
- ② マイナンバーカード・認証アプリをお持ちでない方も申請可能です。  
申請の際に「電子署名が必要な手続きが選択されています、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを読み取るためにマイナポータルアプリのインストールが必要です。申請に進んでもよろしいですか。」と確認されますが（ OK ）を押して申請に進んでください。
- ③ 申請を一時停止したい場合  
申請途中のデータを保存する機能があります。申請画面を一番下までスクロールし（ ↓ 入力中の申請データを保存する ）というボタンを押して入力内容を「ダウンロード」してください。  
再開する場合はピタリサービスのページトップの「▶申請の再開」ボタンを押して、保存したファイルを選択して再開してください。

## 1. 保育園の役割

保育園とは、保護者（18歳以上から60歳までの同居者を含む）の就労や疾病の為、家庭において十分にお子さまの保育ができない（保育を必要とする）場合に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、すべての児童が対象ではありませんので、下記事項を確認された上でお申し込みください。

## 2. 入園対象児童

町内に住所（実際に住んでいること）があり、集団保育が可能な小学校就学前までの『保育を必要とする乳幼児』です。

※ 申し込みの際には、保育園の定員の関係により入園出来ない場合もございますので、予めご了承ください。

## 3. 保育を必要とする理由

児童の保護者及びその同居者において、次の①～⑩までのいずれかの理由の為、その児童の保育を必要とする場合。

- ① 就労（標準又は短時間）： ひと月において、64時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠・出産（標準時間）： 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
- ③ 疾病・障がい等（標準時間）： 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神、若しくは身体に障がいを有していること。
- ④ 親族の介護・看護等（標準又は短時間）： 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 災害復旧等（標準時間）： 震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっている場合で復旧が完了する見込みの期間であること。
- ⑥ 求職活動（短時間）： 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学（標準又は短時間）： 学校教育法に基づく教育施設に在学、若しくは職業能力開発促進法に基づく職業訓練を受けていること。
- ⑧ 虐待等のおそれ（標準時間）： 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業（短時間）： 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他（標準又は短時間）： 町長が認める上記の事情に類する状態にあるもの。

※ 同居の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

## 4. 保育の必要性の認定申請

保育園の利用を希望する場合には、市町村に認定を申請し、市町村から支給認定を受ける必要があります。申請については、『支給認定申請書・利用申込書』をご利用ください。

支給認定区分	対象	利用できる施設	申請場所
1号認定	満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 ・ こども園（1号認定）	各園
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする理由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園 ・ こども園（2号認定）	児童家庭課
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする理由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園 ・ 地域型保育施設	児童家庭課

※1 交付された認定証は保育園入園の際に必要となります。

※2 就労状況や、年齢到達によって支給認定に変更があった場合、新たに認定証が交付されます。

## 5. 利用日時及び利用時間

利用日時は、月曜日から土曜日まで利用できます。（祝祭日は除く）

利用時間については、就労の場合、就労時間に応じて利用時間が区分されます。

### 【就労時間が月120時間（週29時間）以上の場合】

保育標準時間 …… 保育園の開園時間から通常保育終了時間以内  
（11時間保育）

### 【就労時間が月64時間以上120時間未満（週16時間以上週29時間未満）の場合】

保育短時間 ……  
（8時間保育）

A	7時30分から15時30分以内	}	面談の際にいずれか選択
B	8時30分から16時30分以内		
C	9時から17時以内		

※ 区分された利用時間を超えて利用する場合は、延長保育対応となります。

	開園	7:30	9:00	15:30	17:00	18:00	閉園
標準時間							延長保育
短時間A	延長保育						延長保育
短時間B		延長保育				延長保育	
短時間C			延長保育				延長保育
		8:30		16:30			

※1 就労時間（月）が64時間～120時間未満でも、シフト制などで勤務時間が前後し、延長保育を常に利用する場合等は、シフト・タイムカード等の提出により『保育標準時間』に変更できることがありますので児童家庭課までご相談ください。

※2 就労証明書にて一週当たりの就労時間しか確認できない場合は週の就労時間に4.2を乗じた時間を月の就労時間とします。

※3 その他、就労以外での利用の場合も利用時間が区分されます。

## 6. 利用申し込みに必要な書類（１）～（９）

※ 書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。

すべての方に提出が必要な書類

（１） 現況届（原則オンライン申請）

・やむを得ない事情によりオンライン申請ができない場合は、申請に必要な書類をご準備の上児童家庭課の窓口で申請してください。

（２） 保護者及び世帯員の状況を証明する書類・・・次ページの表に該当するもの

※1 同居している（同一住所で世帯分離している場合も含む）祖父母（60歳以上を除く）、18歳以上の兄弟・おじ・おば等の証明も必要です。

※2 保護者が単身赴任等で別居している場合も、該当するものを提出してください。

（３） 同意書（保護者及び同居者全員の署名が必要です。）

（４） 保育園入園に関する確認票

条件に該当する場合に提出が必要な書類

（５） 新規申込児童・・・児童の健康診断書 ※内定後に施設への提出をお願いします。

（６） 転入予定の方・・・「転入誓約書」

（７） 母子・父子家庭の方・・・児童扶養手当証書・母子及び父子家庭等医療費受給者証のいずれかの写し

（８） 障がい者（児）のいる世帯・・・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証書のいずれかの写し

（９） 生活保護受給世帯・・・生活保護受給証明書

（１０） 保育士（特定教育・保育施設、特定地域型事業所、認可外保育園等で保育士（みなし含む）として勤務している者。）・・・保育士証等



## 【保護者及び世帯員の状況を証明する書類】

保護者及び世帯員の状況で①～⑧に該当する全ての証明書類をそれぞれ提出してください。  
各種手帳や受給者証の写しはA4用紙にコピーして提出してください。

対象者	提出書類		
①就労 (標準又は短時間)	会社員 公務員	就労証明書	※エクセル様式は町ホームページからダウンロード 出来ます。
	自営業等	就労証明書	※勤務地のわかる地図、及び次のうち いずれかひとつ(写し)を必ず 添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業届出書</li> <li>・確定申告書または住民税申告書</li> <li>・営業許可証</li> <li>・組合等による証明書</li> <li>・農家台帳等</li> <li>・その他勤務実績の分かる書類</li> </ul>
②妊娠・出産 (標準時間)	『親子健康手帳』の写し、または妊娠を証明できる書類 ※表紙と出産予定日が明記されたページ		
③育児休業中(予定) の方就労(短時間)	『就労証明書』 ※育児休業期間を記載		
④疾病・障がい等 (標準時間)	疾病	『疾病・障がい状況申告書』	
	障がい者 (児)	『身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・ 特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証書』のいずれかの 写し	
⑤親族の介護・看護等 (標準又は短時間)	『介護・看護状況申告書』と『介護・看護が必要と確認ができる書 類』(障害者手帳、介護保険被保険者証等)		
⑥災害復旧等 (標準時間)	罹災証明書等の被災を確認できる資料		
⑦求職中の方 (短時間)	『求職活動状況申告書』		
⑧就学・その他 (標準又は短時間)	就学	『就学証明書』と『時間割表』	
	その他	『保育を必要とする証明』	

※ 証明書等の発行に時間がかかる場合がございますので、早めに準備の程お願いします。

## 【育児休業について】

1. 保護者が育児休業中の場合も利用申し込みできます。ただし、児童の入園月の翌月 1 日までに職場復帰する方に限ります。
2. 育児休業前から入園していた児童については、継続利用の希望ができますが、利用期限は育児休業対象児童が 2 歳となる月の末日までとなります。

## 【妊娠・出産について】

1. 利用期間は、妊娠中から産後 8 週間経過後の月末までとなります。
2. 妊娠中の方は、就労の有無に関わらず、親子健康手帳の出産予定日が記載されているページの写し、または妊娠を確認できる書類を必ず提出してください。

## 【求職について】

1. 保護者が求職活動に専念している場合も利用申し込みできます。ただし、利用できる期間は 3 ヶ月間となり、入園（または退職した翌月）から 4 か月後の 1 日までに就労を開始していただきます。（例：4 月入所なら 7 月 1 日までに就労）
2. 利用終了月までに『就労証明書』の提出等、保育を必要とする理由が証明できない場合は、翌月から退園となります。
3. 同一年度で、求職中を理由とする再利用及び継続はできません。  
※やむを得ない理由がある場合を除く。

## 【就学について】

1. 就学として認められる範囲については、下記のとおりです。
  - ① 学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校
  - ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練・職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練
  - ③ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練等
  - ④ その他就職に必要な資格取得等のために認める場合。

※ 通信制等による就学については、認められない場合があります。



## 7. 利用者負担額（保育料）の算定について

### 【 0歳児 ～ 2歳児クラス 】

保育料は、保育園に入園する児童の年齢（認定区分）と児童の父母の市町村民税所得割課税額の合算額により決定します。（令和元年 10月 1日より住民税非課税世帯の子どもたちの利用料は無償化されています）

**税情報が確認出来ない場合（未申告等）、一番高い階層の保育料で仮算定されますのでご注意ください。**

- ※1 基本的には両親の課税状況で算定しますが、両親の収入が生活保護の基準を下回る場合は、同一住所で同居している者で最多収入・最多納税者の課税状況も含めて算定します。
- ※2 1年以上国外に居住していた場合又は、米軍に勤務している場合は令和4年分・5年分の収入が確認できるもの（Wage and Tax Statement 等）で決定します。

### 利用者負担額（保育料）の切替について

市町村民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、4～8月は前年度分の市町村民税額、9～3月は当年度分の市町村民税額により保育料を決定します。

- ※ 保育料は、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む）により課税状況を確認して決定します。税の修正申告等により、市町村民税が変更になった場合は、入園月より遡って変更となる場合があります。

○ 保育料の算定方法（切替時期） ○

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の市町村民税額で算定					令和6年度の市町村民税額で算定						

### 【 3歳児 ～ 5歳児クラス 】

令和元年 10月 1日から、3歳から5歳までの保育所を利用する子どもたちの利用料の無償化が実施されています。給食費についてはP11・12ページをご覧ください。

## ☆ 市町村民税の確認について ☆

『市町村民税所得割額』は「所得課税証明書」、市町村または勤務先から毎年6月頃に受け取る「市町村民税・県民税税額（納税）決定通知書」で確認できます。なお税額決定通知書には「特別徴収（給与天引きによる納付）」と普通徴収の2種類があります。下図の例を参考に確認してみてください。詳しくは納付する自治体の担当課にご確認をお願いします。

					税 額	税額控除前所得割額④		
						市 町 村	税 額 控 除 額 ⑤	
							<b>所 得 割 額 ⑥</b>	<b>115,000</b>
							均 等 割 額 ⑦	
						道 府 県	税額控除前所得割額④	
							自 学 控 除 額 ⑤	
							所 得 割 額 ⑥	
							均 等 割 額 ⑦	
							特 別 徴 収 税 額 ⑧	
(摘要) 配当控除1,000 住借特控5,000 寄付金控除3,000								

税額			【市町村民税】	
	市町村民税	県民税	税額控除	税額控除額
総所得			<b>配当控除</b>	<b>1,000</b>
			<b>住借特控</b>	<b>5,000</b>
			<b>寄付金控除</b>	<b>3,000</b>
<b>所得割額</b>	<b>115,000</b>			

		町民税	県民税
税 額 控 除 前 所 得 割			
税 額 控 除 等	<b>配当控除</b>	<b>1,000</b>	
	<b>住借特控</b>	<b>5,000</b>	
	<b>寄付金控除</b>	<b>3,000</b>	
<b>所 得 割</b>	<b>115000</b>		

### ※ 税額控除のうち

「配当控除」「住宅借入金特別控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額」「寄付金税額控除」「外国税控除」等を受けている方は『所得割額』にこれらの控除額を足した額で算定しています。

図の例の場合は

所得割額 + 配当控除 + 住借特控 + 寄付金控除 = 算定する額

115,000 + 1,000 + 5,000 + 3,000 = 124,000円

が算定する額になります。

●令和6年度 八重瀬町保育料徴収基準額表 【0歳児～2歳児クラス】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）	
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯		基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	0 0 0
第2階層	市町村民税 非課税世帯	一般世帯	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	0 0 0
		母子父子世帯 障がい者世帯	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	0 0 0
第3階層		48,600円未満 （一般世帯）	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	16,000 8,000 0
		48,600円未満 （母子父子世帯） （障がい者世帯）	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	8,000 0 0
第4階層		77,101円未満 （一般世帯）	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	25,000 12,500 0
		77,101円未満 （母子父子世帯） （障がい者世帯）	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	9,000 0 0
第5階層	均等割 又は 所得割 課税世帯	97,000円未満	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	26,000 13,000 0
		133,000円未満	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	35,000 17,500 0
第6階層		169,000円未満	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	36,000 18,000 0
		235,000円未満	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	41,000 20,500 0
第7階層		301,000円未満	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	42,000 21,000 0
		397,000円未満	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	45,000 22,500 0
第8階層		397,000円以上	基準額 半額（2人目） 無料（3人目）	50,000 25,000 0

【延長保育料（きょうだい半額等なし）】施設により異なりますので各施設に直接お問合せください。

【保育料の軽減】きょうだい児が対象の施設（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援または医療型児童発達支援サービス利用者）を利用している場合は、保育料の多子軽減が適用されます。

※八重瀬町児童家庭課が利用認定している施設以外は在園証明書の提出が必要です。

※基本的に就学前児から数えて第1子判定されますが、所得割が57,700円未満の世帯については年齢制限なく判定されます。



## ●給食費について 【3歳児～5歳児クラス】

給食費（主食費・副食費）については保護者負担となります。1号認定（教育・保育給付）・2号認定（3歳～5歳児クラス）の給食費は施設による徴収、3号認定（保育給付 0歳～2歳児クラス）の給食費は保育料の一部として負担していただきます。施設が徴収を行う副食費は、保護者の収入（市町村民税所得課税額）や兄妹の人数により免除等の対象となる場合があります。

保育園名	主食費 (ご飯・麺・パン等)	副食費 (おかず・おやつ等)	合計 (主食費+副食費)
あらしろ保育園	1,500 円	4,500 円	6,000 円
★のびる保育園	1,300 円	4,700 円	6,000 円
みどりが丘保育園	1,000 円	6,000 円	7,000 円
清ら風保育園	1,000 円	5,500 円	6,500 円
シーサー保育園	1,500 円	4,500 円	6,000 円
やえせ北保育園	1,500 円	4,500 円	6,000 円
ときわ東保育園	1,500 円	4,500 円	6,000 円
中央保育園	1,500 円	4,500 円	6,000 円
結い保育園	1,500 円	4,500 円	6,000 円
港川保育園	1,000 円	6,000 円	7,000 円
具志頭保育園	700 円	5,300 円	6,000 円
第2ぐしかみ保育園	700 円	5,300 円	6,000 円
八重瀬わかたけ保育園	1,500 円	4,500 円	6,000 円
こちの詩保育園	1,500 円	4,500 円	6,000 円
風の音保育園	1,500 円	4,500 円	6,000 円

こども園名	認定	主食費 (ご飯・麺・パン等)	副食費 (おかず・おやつ等)	合計 (主食費+副食費)
こちんだこども園	1号	500 円	4,500 円	5,000 円
	2号	700 円	5,300 円	6,000 円
あらしろこども園	1号	800 円	5,200 円	6,000 円
	2号	1,000 円	6,000 円	7,000 円
しらかわこども園	1号	8,000 円	5,200 円	6,000 円
	2号	1,000 円	6,000 円	7,000 円
ぐしかみこども園	1号	5,000 円	4,500 円	5,000 円
	2号	7,000 円	5,300 円	6,000 円

※ 上記金額は、令和5年9月現在の料金設定となります。★は令和6年4月から予定している料金設定です。

※ 園の都合により、金額変更する場合があります。

※ 副食費の免除対象について詳しくは、次ページをご覧ください。（主食費は全員徴収）

※ 分園に給食費徴収対象児クラスがある園については、本園と同額となります。

## <幼児教育・保育の無償化に伴う副食費徴収免除対象の範囲・考え方について>

副食費については、無償化にあたり免除制度があります。下記要件の方に関しては副食費免除となります。対象者へは「副食費徴収免除決定通知書」を通知します。（申請は不要です）

### 【免除対象者】

#### ●年収360万円未満相当の世帯の子ども

○ひとり親世帯等・・・・町民税所得割課税額が77,101円未満

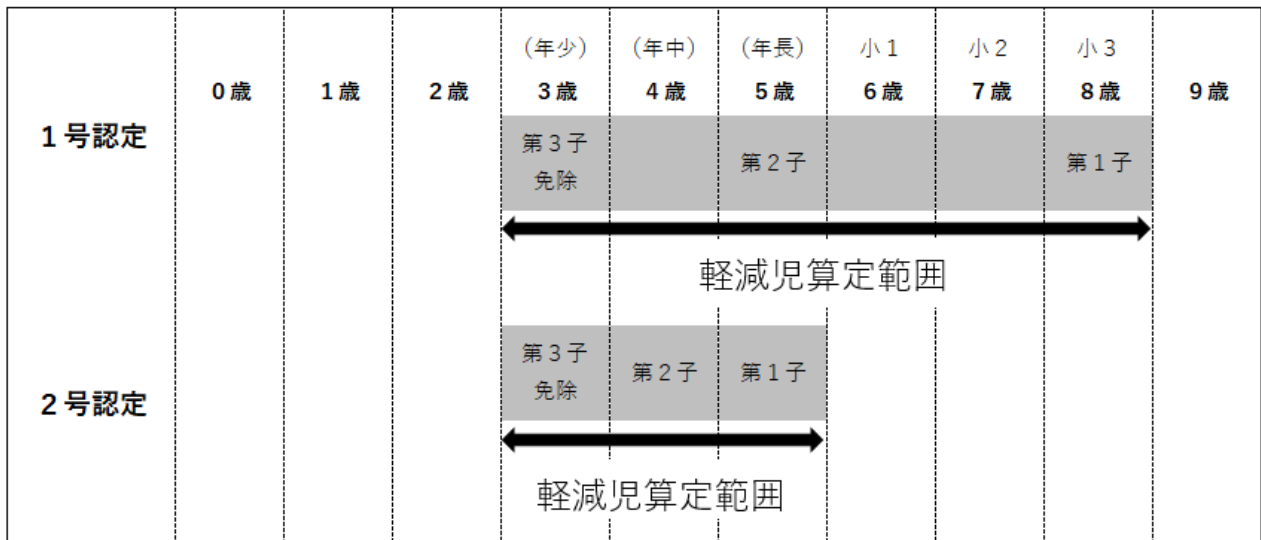
○ひとり親世帯等以外・・・・1号認定：市町村民税所得割課税額が77,101円未満  
2号認定：市町村民税所得割課税額が57,700円未満

#### ●年収360万円相当以上の世帯の子ども

認定こども園、幼稚園、保育所等をきょうだいで同時利用（※1）する場合、  
第3子以降のお子さん

（※1）同時利用 1号認定では年少から小学校3年生までの範囲内のお子さんがある場合  
2号認定では小学校就学前の範囲内のお子さんがある場合

1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（認可保育所、認定こども園、地域型保育）



## 8. 申し込みに関する注意事項

- ① 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合は、支給認定や施設利用の内定・決定を取り消します。
- ② 入園決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査等を含む）により決定し、後日通知します。
- ③ 保育園入園後にも電話・訪問等による就労調査がありますのでご了承ください。
- ④ 保護者の勤務先の変更・退職など入園時と家庭の状況が変わった場合は、速やかに児童家庭課までご連絡ください。
- ⑤ 年度途中において、現況確認のため『就労証明書』等の再提出があります。
- ⑥ 原則、年度内の転園はできません。
- ⑦ 転入予定の方は、入園希望月の前月 25 日までに住民登録の手続きが完了していない場合は入園できません。
- ⑧ 必要書類は漏れなく記入し提出してください。期限内に提出がない場合は利用調整に反映されません。
- ⑨ 入園が内定しても、面接・健康診断等の結果により、集団保育に適さないと判断されたときは入園できない場合があります。

令和6年度 クラス早見表 ※保育園・こども園のクラス区分は、4月1日時点の満年齢で決定されます。

クラス区分	生年月日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
0歳児	令和5年4月2日～

## 【保育施設】

町内には、23ヶ所の認可保育施設があります（令和5年9月時点）。各保育施設とも保育の基本的な部分（入園児童に対する保育士の数、施設面積等）は保育施設最低基準により保障されています。



## 【各園の見学】

行事がある場合などを除き、見学を随時受け付けています。事前に各園へ見学可能か電話で確認をお願いします。



## 【入園の心がまえ】

保育園に入園するまでに、必要な予防接種は受けておくようにしましょう。

## 【利用者負担額（保育料）の納付について】

納付書または口座振替によりお支払い頂きます。

- 保育料は毎月15日までに納付することになっています。
- 口座振替は毎月15日（15日が土日祝祭日の場合はその翌営業日）に当月分のみ引落しされます。再振替は行っておりませんので、残高不足にならないようご注意ください。

※ 納付書及び口座振替により、保育料のお支払いが確認できなかった場合は、督促状を配布します。

（行き違い等により配布される場合もございますのでご了承ください。）

※ 保育料は納期を守って納めましょう。納付が遅れると督促手数料が発生いたします。



## 保育料の口座振替にご協力をお願いします。

口座振替をご希望の方は、金融機関へお申し込みください。

既に兄弟児が入園していて、口座振替を利用している場合でも、新たに入園するお子様の保育料については、再度手続きが必要です。

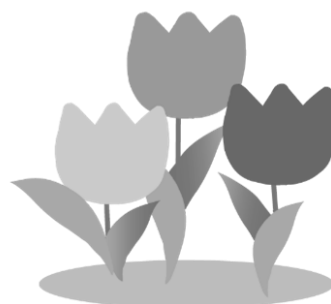
口座振替申し込みに必要な用紙「八重瀬町歳入金口座振替依頼書兼廃止届出書」は、児童家庭課窓口準備しています。

郵便局につきましては、郵便局の窓口へ備え付けてある専用の用紙でお申し込みください。

## 【子育て支援施設について】

子育て支援センター「ぴっぴ」は、乳幼児と保護者が一緒に遊んだり、保護者同士で会話を楽しみながら、子育てについて話したり聞いたりするところです。

時間内であれば、いつ来ても、いつ帰っても自由です。お気軽にお越しください。



子育て支援センター「ぴっぴ」 ☎ 840-7870

～継続利用までの流れ～

「保育の必要性」の認定申請及び利用希望の現況届

【令和6年4月1日利用申込受付期間】令和5年10月2日（月）～ 令和5年10月31日（火）



**利用調整** 申請者の希望、保育所等の状況などにより、町が利用調整を行います。  
※ 転園希望の場合



【2月中旬】

入所内定通知書及び  
支給認定証送付（※）

※支給認定証は入園の決定をお知らせするものではありませんので、ご注意ください。



【3月上旬】

入所決定通知書送付



各保育園で面接及び入園式 ※転園の場合

※ 土日祝祭日及び閉庁日は受付できません。また、期限を過ぎてからの申し込みも受付できませんのでご注意ください。